令和元年 No.11

○国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程

改正理由

間接経費の定義を明確化して経費の可視化を図ること,及び間接経費比率を変更するため,所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年10月7日 教育実践研究推進本部 審議・承認 令和元年10月9日 教育研究評議会 審議・承認 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年10月10日

国立大学法人東京学芸大学長 出 口 利 定

令和元年規程第10号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程(平成16年規程第19号)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程(平成16年規程第20号)

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

| 改正 | 現行 |
|--|---|
| 〔省略〕 | 〔省略〕 |
| (経費の負担) 第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担する。 2 共同研究機関は、共同研究遂行のために必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)並びに当該研究遂行に関連して直接経費以外に必要となる光熱水料、研究で使用する大学インフラの整備・維持経費、管理事務経費等の共同研究の実施に伴い生じる大学の管理運営に係る諸経費(以下「間接経費」という。)の合計額を負担するものとする。 3 前項に規定する間接経費は、直接経費の3割に相当する額を標準とする。 4 本学は、第2項の規定にかかわらず、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができる。 5 共同研究機関は、その負担する直接経費及び間接経費を共同研究契約の締結後、直ちに納付するものとする。 | (経費の負担) 第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担する。 2 共同研究機関は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)並びに当該研究遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合計額を負担するものとする。 3 前項に規定する間接経費は、直接経費の5パーセントに相当する額とする。 4 本学は、第2項の規定にかかわらず、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができる。 5 共同研究機関は、その負担する直接経費及び間接経費を共同研究契約の締結後、直ちに納付するものとする。 |
| 〔省略〕 | 〔省略〕 |
| <u>附 則</u> この規程は,令和元年10月10日から施行する。 | |

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由:間接経費の定義を明確化して経費の可視化を図るため、所要の改正を行うものである。

| 改正 | 現 |
|---|--|
| 〔省略〕 | 〔省略〕 |
| (受託研究費) 第8条 受託研究費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。 (1) 受託研究の遂行に直接必要な <u>謝金、旅費、消耗品費等の経費</u> に相当する額(以下「直接経費」という。) (2) 受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる光熱水料、研究で使用する大学インフラの整備・維持経費、管理事務経費等の受託研究の実施に伴い生じる大学の管理運営に係る諸経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。 | (受託研究費) 第8条 受託研究費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。 (1) 受託研究の遂行に直接必要な <u>経費</u> に相当する額(以下「直接経費」という。) (2) 受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる <u>経費</u> を勘案して定める 額(以下「間接経費」という。) |
| 2 間接経費について委託者の負担する額を算定する場合は、直接経費の3割に相当する額を標準とする。 | 2 間接経費について委託者の負担する額を算定する場合は、直接経費の3割に相当する額を標準とする。 |
| 〔省略〕 | 〔省略〕 |
| <u>附 則</u> この規程は,令和元年10月10日から施行する。 | |